

芳野小・中学校いじめ防止基本方針



令和6年4月

川越市立芳野小学校
川越市立芳野中学校

目 次

I	いじめの防止等に関する基本的な考え方 ・・・・・・・・・・	1
1	いじめの防止等に関する基本理念	
2	基本理念を踏まえた「学校（教職員）」「家庭（保護者）」「地域」 のいじめ防止等の責務と役割	
3	いじめの定義	
4	いじめの認知	
II	いじめに関する基本的な対応 ・・・・・・・・・・	5
1	いじめ認知後のいじめ対応の基本的な流れ（初期対応）	
2	いじめの解消の定義	
III	いじめ防止等に関する取組（策定・設置したこと） ・・・・・・・・	7
1	学校いじめ防止基本方針の策定	
2	いじめの防止等のための組織の設置	
IV	重大事態への対応 ・・・・・・・・・・	7
1	重大事態の定義と学校の捉え方	
2	重大事態発生への報告	
3	重大事態の調査方針の説明	
4	重大事態の調査	
5	調査結果の報告（いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ）	
6	調査結果の報告（市教育委員会へ）	
7	留意事項	
V	いじめに係る対策や対応の検証 ・・・・・・・・・・	10
1	学校における「学校いじめ防止基本方針」の見直し	

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害するだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、基本的人権を侵害するものである。

このことを踏まえ、いじめを防止し、すべての子どもたちが明るく、楽しく生活を送るための理念として、次の3つを示す。

いじめの防止等に関する基本理念

1. 全ての児童生徒が安心、安全な学校生活を送れるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、いじめの防止等に向けての対策を強化する。
2. 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童生徒において、いじめをしない、いじめをさせない心を育てる。
3. いじめを受けた児童生徒を全力で守ることを共通の認識として、学校、家庭、地域、関係機関は連携を密にしていじめの根絶に努める。

2 基本理念を踏まえた「学校（教職員）」「家庭（保護者）」「地域」のいじめ防止等の責務と役割

(1) 学校（教職員）のいじめ防止等の責務と役割

①学校は児童生徒からのいじめのサインを見逃さない。

【見逃さないための視点】

- ・日々の児童生徒とのコミュニケーション
- ・毎日の健康観察や授業における発言や表情
- ・定期的実施する生活（いじめ）アンケート
- ・児童生徒との日記等による交流 等

②いじめられている児童生徒を守り通す。

- ・いじめに係る情報（些細な兆候や疑い、児童生徒からの訴え等）をキャッチした場合、学校はいじめと「認知」し、組織でいじめの解決に向けて、迅速かつ適切に対処する。
- ・いじめを行っている児童生徒には、「いじめは絶対に許されない行為であるという」考えに基づき、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

③児童生徒のいじめをしない、いじめをさせない心を育てる。

- ・ 日常的にいじめ問題について触れる機会を設け、児童生徒にいじめを許さない態度を育てる。
- ・ 全ての教育活動を通して思いやりの心を育て、児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、いじめのない学校づくりに努める。

④関係機関と連携し、いじめ問題の根絶に努める。

- ・ 児童生徒の生命や心身に危険を及ぼすようないじめ事案が発生した場合には、躊躇なく警察等といじめ事案の解決に向けた連携を図り、いじめを受けている児童生徒を守る。

(2) 家庭（保護者）のいじめ防止等の責務と役割

①保護者は、子どもの教育について、まず第一に責任がある立場である。

【根拠となる法令】

教育基本法第10条1項 いじめ防止対策推進法第9条1項 等

②保護者は、子どもの規範意識を養うための指導（家庭教育）に努める。

③保護者は、学校が行ういじめ防止等の取組や、いじめ問題の早期解決に向けた対応に協力する。

④保護者は、学校外でいじめに係る情報（些細な兆候や疑い、児童生徒からの訴え等）をキャッチした場合、学校（必要に応じて警察等）へ報告、連絡、相談し、いじめの未然防止に努める。

(3) 地域のいじめ防止等の責務と役割

①地域の方々は、学校外でいじめに係る情報（些細な兆候や疑い、児童生徒からの訴え等）をキャッチした場合、学校（必要に応じて警察等）へ報告、連絡し、いじめの未然防止に努める。

②目の前でいじめや暴力行為等を把握した場合は、すぐに行いを止めさせ学校（必要に応じて警察等）へ連絡、報告し、いじめや暴力行為の深刻化・重篤化を防止するよう努める。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項より抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 「いじめ」とは以下の4点が当てはまるものをいう。

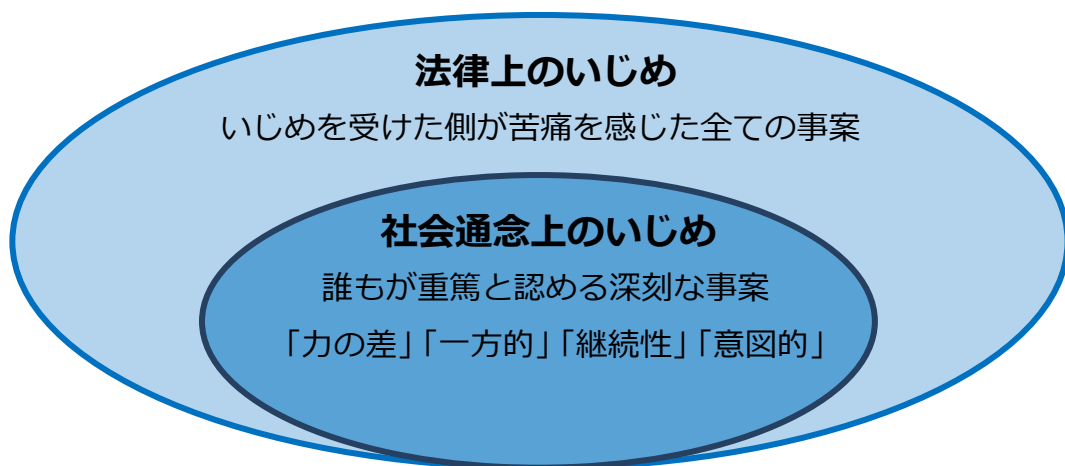
- ①児童生徒同士の間で起こる
 - ②一定の人間関係が存在する中で起こる
 - ③心理的又は物理的な影響を与える行為をする
 - ④受けた側が心身の苦痛を感じている
- 学校は、以上4点に当てはまる行為を把握した場合、いじめと認知し調査・対応を開始する。

(2) 「いじめ」に該当する具体的な様態は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(国の基本方針より抜粋)

(3) いじめの考え方について、以下の図のように、法律上のいじめの定義は、極めて広くなっていることを鑑み、積極的にいじめを認知する。



※「社会通念上のいじめ」とは、一般的に多くの人々が「いじめ」としてイメージする事案のことを指す。

4 いじめの認知

学校が、いじめ（疑わしい行為も含む）を把握、確認した際に、
調査・聴き取り・対応を開始する段階のこと

- (1) いじめの認知は、芳野小（芳野中）学校いじめ防止対策委員会（生徒指導部）で、組織的に行う。
- (2) いじめを認知した後は、当該児童生徒からの聴き取り等の調査を行い、いじめの有無の確認、いじめが確認された場合には、解消に向けて迅速かつ丁寧に対応する。
- (3) いじめを認知する際に意識すること

- ①個々の行為がいじめに該当するか否かの判断は、表面的、形式的にならないよう、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行う。
- ②けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめとして認知する。
- ③いじめを受けている児童生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聴き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして認知する。

Ⅱ いじめに関する基本的な対応

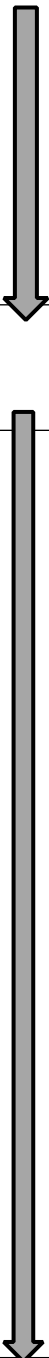
1 いじめ認知後のいじめ対応の基本的な流れ（初期対応）

いじめ事案（疑わしい行為）を学校が把握した【認知】

- (1) 芳野小（芳野中）学校いじめ防止対策委員会（生徒指導部）で今後の対応について協議する。
- (2) 「何があったのか」関わっている児童生徒から聴取し状況を確認する。
- (3) 聴き取りの場所や人数は、いじめを受けた児童生徒に配慮する。

調査の開始（事案に関わっている児童生徒から聴取）

- (1) 事案に関わっている児童生徒から聴き取りを行う。
※教職員は原則、複数で対応する。
- (2) 周りにいた児童生徒から聴き取りを行う。
- (3) 状況に応じて、学級や学年からアンケートを取り、情報を収集する。

- 
- (4) 事案に関わっている児童生徒の過去の資料を確認する。
※過去のいじめアンケート、やりとり帳等の教員とのやりとり 等
 - (5) 事案に関わっている児童生徒の家庭に連絡し、事案の発生と現段階までの学校の対応、今後の対応方針を伝える。【保護者への第1報】
※最近の児童生徒の家庭での様子等も情報共有する。
※記録を確実に残す。

調査結果の確認 → 関わっている児童生徒への対応

- (1) 芳野小（芳野中）学校いじめ防止対策委員会において調査内容の確認を行う。
- (2) いじめの行為があった場合、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向を確認し、いじめを行った児童生徒への指導を行い、再発を防止する。
- (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に、意向を確認し学校生活での支援や学習環境等の整備等を行い、安心して学校生活が送れるよう配慮する。
※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーから協力を得る。
- (4) 学級や学年単位で指導が必要な場合には、全体指導する内容について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に伝え、意向を確認した上で指導を行う。
- (5) 状況に応じて、関係機関と連携を図り、継続した指導を行う。
※市教育委員会、リバーラ、川越警察署、医療機関、川越児童相談所、県警少年サポートセンター 等
- (6) 事案に関わっている児童生徒の家庭に連絡し、対応の経過を報告する。また、今後の対応方針をいじめを受けた児童生徒の保護者に知らせ、意向を確認し対応を調整する。

いじめ事案の「解消」までの取組

- (1) 対応後についても、いじめを受けた児童生徒の家庭、いじめを行った児童生徒の家庭に連絡を入れ、事案に関わった児童生徒の学校、家庭での様子を学校と家庭で共有する。
- (2) 教職員、保護者、地域で事案に関わった児童生徒を見守っていく。

2 いじめ解消の定義

(1) いじめの「解消」は、以下の2つの要件を満たす。

- 1) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
※いじめを受けた児童生徒とその保護者に確認する。
- 2) いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月間継続していること。

(2) いじめの行為が止んでいる状態が、3ヶ月間継続し、いじめの「解消」が確認できたとしても、日常の中で事案に関わった児童生徒の見守りは継続していく。アフターフォローを大切にする。

Ⅲ いじめ防止等に関する取組（策定・設置したこと）

1 学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第13条の規定を踏まえ、芳野小学校、芳野中学校、保護者、地域が共通して意識するいじめ防止に関する基本理念、芳野小・中学校が取り組むいじめに関する基本的な対応等を「芳野小・中学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 いじめの防止等のための組織の設置

いじめ防止対策推進法第22条の規定を踏まえ、いじめに関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う際の中核となる常設の組織として「芳野小（芳野中）いじめ防止対策委員会」をそれぞれの学校に置く。

組織の構成員は、管理職、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員等、生徒指導部の教職員を中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの心理、福祉の専門的な視点や、学校運営協議会委員の保護者や地域の視点から、学校からの一側面ではなく、多面的・多角的な視点で対応する組織を設置する。

Ⅳ 重大事態への対応

1 重大事態の定義と学校の捉え方

いじめにより児童生徒に、次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合に「重大事態」として対応する。

- ①生徒が自殺を企図した
- ②身体に重大な傷害を負った
- ③金品等に重大な被害を被った
- ④精神性の疾患を発症した
- ⑤相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた

- (1) 児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
- (2) いじめを受けた児童生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査に当たる。
- (3) いじめを受けた児童生徒やその保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言しない。

2 重大事態の報告

- (1) 重大事態が発生した場合、校長は教育委員会へ発生を報告する。
- (2) 学校は、調査の主体が「芳野小(芳野中)学校いじめ防止対策委員会」になるか、「川越市いじめ問題対策委員会」になるかを市教育委員会に確認する。

3 重大事態の調査方針の説明

- (1) 重大事態の調査に入る前に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、以下の6項目を説明する。
- (2) 説明を行う主体は、学校又は市教育委員会が行う場合が考えられる。学校は、状況に応じて市教育委員会の指導・助言のもとで対応する。

【説明事項】

- ①調査の目的・目標
- ②調査主体(組織の構成、人選)
- ③調査時期・期間(スケジュールや定期報告の時期等)
- ④調査事項(いじめの事実関係・学校の対応等)・調査対象(聴き取り等の調査を実施する児童生徒や教職員の範囲)
- ⑤調査方法(聴き取りの方法、使用するアンケート調査の様式、手順)
- ⑥調査結果の報告

4 重大事態の調査

- (1) 重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (2) 組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の性質上、必要に応じて適切にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー

カーなどの心理、福祉の専門家を加える。

- (3) 当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (4) いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめの背景や人間関係にどのような問題があったのか、また、学校はどのように対応をしたのかを客観的に把握し明確にする。
- (5) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の対応

- ①事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ②いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
- ③いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等を行う。

- (6) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ①児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望や意見を十分に聴き、迅速に今後の調査について協議し、調査を行う。
- ②調査方法としては、在籍している児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を実施する。

- (7) いじめを受けた児童生徒が自殺した際の背景調査について
背景調査については、国の基本方針や川越市の基本方針に準じて、慎重かつ丁寧に調査を実施する。

5 調査結果の報告（いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ）

- (1) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
- (2) いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係【いつ頃に、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめの背景や事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したか 等】について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、その後の経過報告も行う。
- (3) これら調査情報の報告に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバ

シー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

- (4) 学校が調査を行う際、市教育委員会から情報提供の内容、方法、時期などについて必要な指導及び助言、支援を受ける。

6 調査結果の報告（市教育委員会へ）

- (1) 調査結果については、校長は教育委員会に報告する。
校長は「いじめ事案に関する報告書」にて報告する。
- (2) 上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。市長に送付する際は、市教育委員会に送付を依頼する。

7 留意事項

- (1) 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

V いじめに係る対策や対応の検証

1 学校における「いじめ防止基本方針」の見直し

- (1) 校長は、いじめ防止対策推進法の施行状況等を勘案して、学校いじめ防止対策委員会において毎年度、基本方針にある、各施策の効果を検証し、基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。